

著作物における表現と その保護範囲

2008年1月18日

インフォテック法律事務所

弁護士 山本 隆 司

アイデアと表現の二分法理

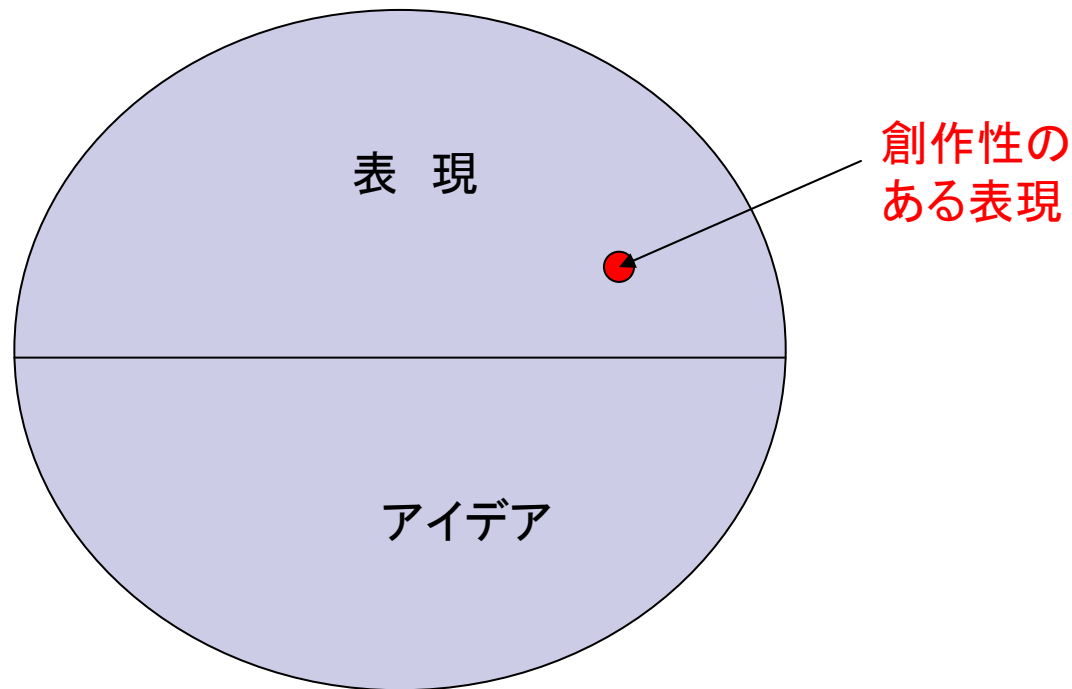
- 著作物に含まれる要素のうち、表現のみが著作権で保護され、アイデアは著作権の保護対象とはならない。

アイデアと表現の二分法理

- 江差追分事件・最判平13.6.28民集55-4-837

「著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから(同法2条1項1号参照)、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、**思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分**又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」

アイデアと表現の二分法理



アイデアと表現の二分法理

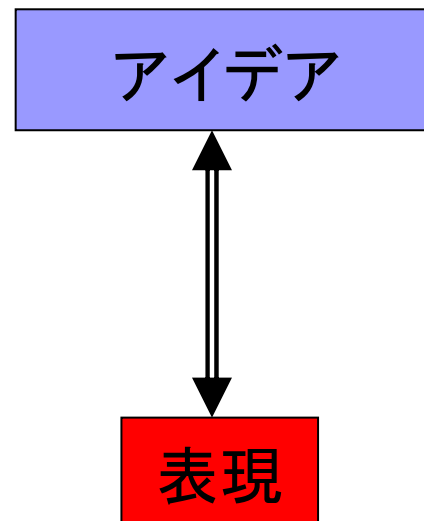
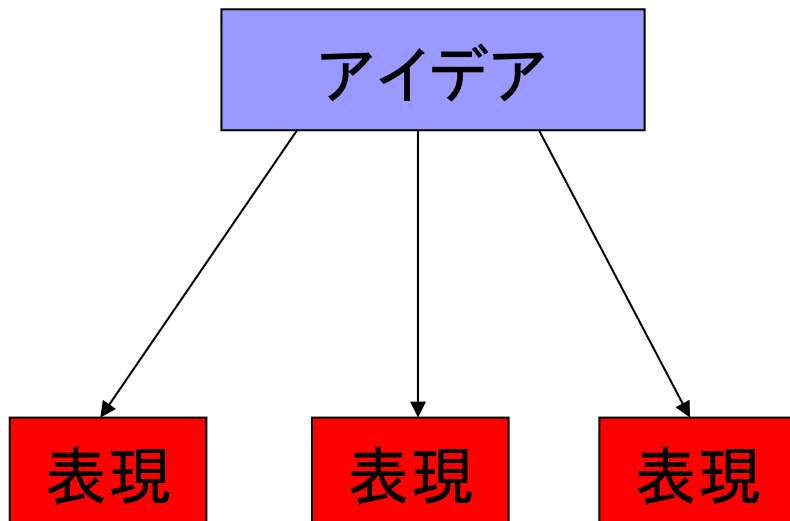
- *Baker v Selden*, 101 U.S. 99 (1879)

「たとえ既存の簿記方法について書かれたものであっても、簿記について書かれた著作物が著作権の対象になることは疑う余地がない。・・・しかし、このような本とこれが説明しているところの技法自体との間には、明確な区別がある。・・・**記述または説明**された技法等の新規性と**著作権**の効力とは全く無関係である。新規性が公に審査されることなく、記述された**技法自体**に独占的権利の成立を認めるならば、公衆に対する不意討ちとなり公衆を欺もうることとなる。技法や製法の発明や発見に対する独占的権利は、それが付与される前に、特許庁によって審査されなければならないのである。このような権利は、政府から**特許**として付与されてはじめて取得できる。」

アイデア自由の原則

- 著作物に含まれる要素のうち、表現のみが著作権で保護され、アイデアは著作権の保護対象とはならない。
- アイデアの自由利用と表現に対する著作権による保護とが相反する場合、アイデアの自由利用が優先し、表現に対する著作権による保護は認められない。
…マージ理論、ありふれた表現の法理、創作性概念、実用品の法理など

アイデア自由の原則



アイデア自由の原則

■ *Baker v Selden*, 101 U.S. 99 (1879)

「科学または実用的技法についての出版の目的は、正に、その含まれる有用な知見を世界に伝達することにある。しかし、この知見が著作権を侵害せずには使用できないとすれば、この目的は挫折する。それゆえ、著作物が教えるところの技法がその本に書かれていた表現方法や図表やこれに類したものを使わずには実行できない場合には、このような表現方法や図表はその技術に必然的に付随するものと考えられ、別の本でこの技術を説明し出版するためではなくその技術を応用するためには、その方法や図表は公衆に帰属するものというべきである。」

アイデア自由の原則

- 写植文字盤用書体事件・最判平12.9.7判時
1730-123

「印刷用書体は、文字の有する**情報伝達機能**を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の**制約**を受ける」

アイデア自由の原則

- 著作物に含まれる要素のうち、表現のみが著作権で保護され、アイデアは著作権の保護対象とはならない。
- アイデアの自由利用と表現に対する著作権による保護とが相反する場合、アイデアの自由利用が優先し、表現に対する著作権による保護は認められない。
 - …マージ理論、ありふれた表現の法理、創作性概念、実用品の法理など

表現の範囲（抽象化テスト）

- **外面的表現形式**（ex.文字的表現要素）のみならず、**内面的表現形式**（ex.非文字的表現要素）も、表現の要素である。
- 著作権の保護は、非文字的表現要素（内面的表現形式）に及ぶ

Nichols v. Universal Pictures Corporation



A scene from the defendant's motion picture, *The Cohens and The Kellys*.

表現の範囲（抽象化テスト）

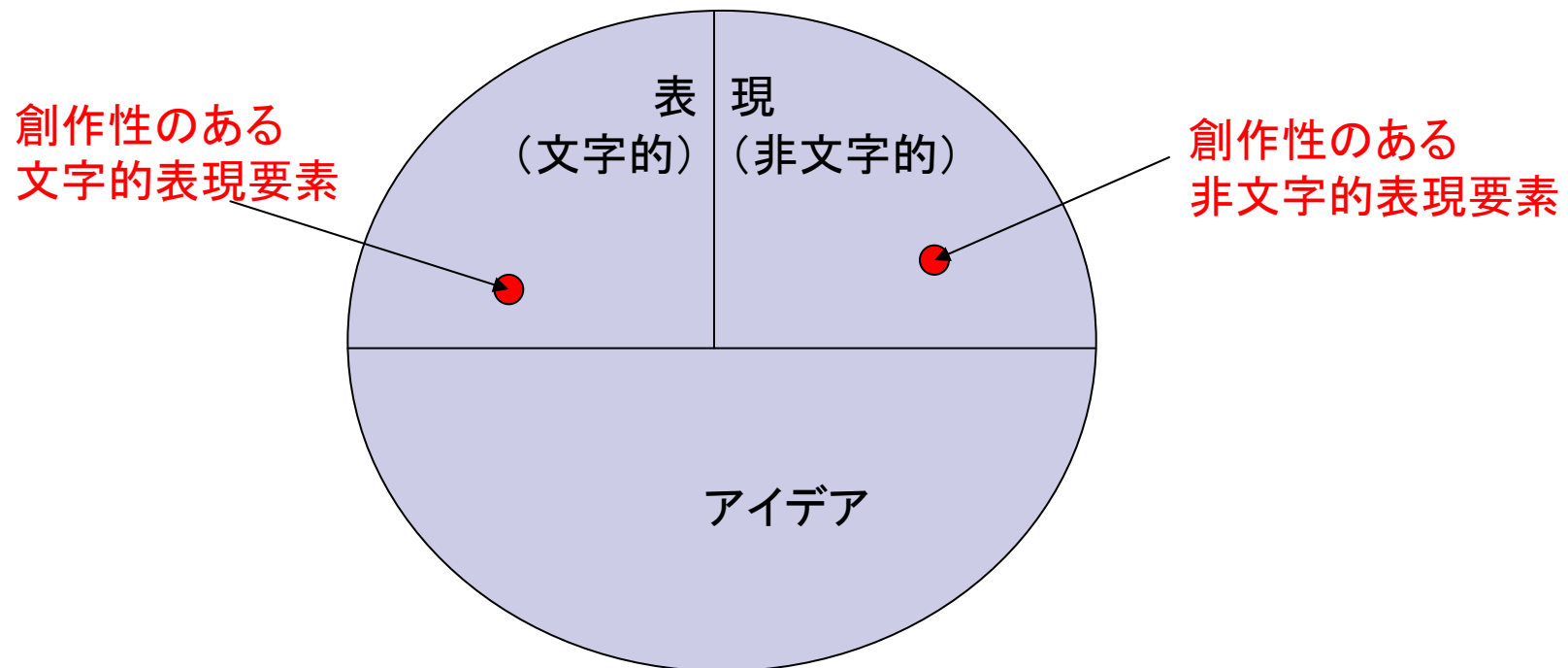
- *Nichols v. Universal Pictures Corporation*, 45 F.2d 119 (2d Cir. 1930)

「当然のことであるが、**権利の及ぶ範囲が文章の字句に限定されえない**ということは、コモンロー上の権利であるか制定法上の権利であるかを問わず、言語的財産に対する保護として本質的である。**さもなければ、盗用者は、些細な変更によって、侵害を免れることとなってしまふ。**……しかし、盗用者が設定の中の一部分を丸ごと盗用するのではなく、全体を抽象化したものを盗用する場合には、もっと厄介な判断が必要となる。いかなる作品であれ、特に演劇作品においては、作品から一つ一つ物語中の出来事を除いていくと、一般性を増した多くの手法だけになる。おそらく、最後には、その演劇が言いたいことの最も抽象的なメッセージだけになる。場合によっては、その題名だけになるかもしれない。しかし、抽象化の過程の一点において、もはや保護されないところが現れてくる。というのは、さもなければ、劇作家は、表現とは区別され財産権の及ばないアイデアの使用さえも排除できることになるからである。…誰もその境界を固定したこともないし、誰もこれをなしうるものではない。」

表現の範囲（抽象化テスト）

- **外面的表現形式**（ex.文字的表現要素）のみならず、**内面的表現形式**（ex.非文字的表現要素）も、表現の要素である。
- 著作権の保護は、非文字的表現要素（内面的表現形式）に及ぶ

アイデアと表現の二分法理



表現の範囲（抽象化テスト）

	表現		アイデア
	文字的要素	非文字的要素	
小説	文章	詳細なストーリー 場面設定 登場人物設定	テーマ 粗筋
プログラム	コード	詳細なプログラム構造 詳細なファイル構造	目的 機能 処理方法

マージ理論とありふれた表現の法理

- アイデアに**不可避な表現**や**平凡な表現**は、アイデア自由の原則を貫徹するために、保護されない。
- 米国では、もともと表現の実質的類似性を制限する法理であったが、ファイスト判決以降、創作性の概念に組み入れられている。
- 日本法でも、アイデアに不可避な表現やありふれた表現には創作者の個性がないとして、創作性の概念に組み入れられている。

マージ理論とありふれた表現の法理

- *Alexander v. Haley*, 460 F.Supp. 40 (S.D.N.Y. 1978)

「主張される類似性の第三のカテゴリーは、**ありふれた情景 (scene a faire)**と呼ばれているものに該当する。…これらは、**与えられたトピックを扱う上において実際上不可欠 (indispensable) または少なくとも標準的 (standard) であるところの出来事、登場人物または場面設定**である。逃亡の試み、吠える犬に追われて森の中での疾走、奴隷の悲しみのまたは喜びの歌声、人身売買の非道さ、その他の悲哀は、ストーリー女史の作品以前に見いだすことができる。誰も純然たる創作的な内容の本を書いてはいない。いずれにしても、原告はこのようなありふれた情景を侵害行為に列挙することにおいて著作権法の保護を誤解している。」

マージ理論とありふれた表現の法理

- *Feist Publications, Inc. v. Rural Telephone Co., Inc.*, 499 U.S. 340 (1991)

「著作権法の用語において創作的であるとは、当該著作物が当該著作者によって独立して作成された(independently created)ものであって、かつ、最低限度の創造性(minimal degree of creativity)を持っていることをいう(ニマー論文)。…
しかし、事実の選択・配列がいかなる創造性(creativity)をも必要としないほど機械的(mechanical)または月並みな(routine)ものであってはならない、ということも真実である。創作性の基準は低いが存在しないわけではない。」

マージ理論とありふれた表現の法理

- システムサイエンス仮処分事件・東京高決平1.6.20判時1321-151

「...『本体側よりデータ入力後の処理ルーチン』の指令の組合せはハードウェアに規制されるので本来的に同様の組合せにならざるを得ないこと、『プリンター動作不能時の処理ルーチン』(.....)は、CA-7IIプログラムもCA-9プログラムもともに極めて一般的な指令の組合せを採用していること、.....が、一応認められる。.....以上のとおり、CA-7IIプログラムのうち抗告人が指摘する部分の指令の組合せに創作性を認めることは困難である」

創作性の概念

- 著作物の成立には、アイデアにではなく、表現に創作性が必要である(著作物の**成立要件**)。
- 創作性のある表現の要素のみが保護される(表現要素の**保護要件**)。
- 創作性は外面的表現形式または内面的表現形式にあれば足りる。
- 創作性は、独創性や新規性を要するものではなく、**表現に著作者の個性**が現れていれば足りる。
- 以下の場合には、個性の存在が認められない。
 - ① **些細な改変**である場合(識別可能な改変でない場合)
 - ② アイデアに**不可避の表現**である場合
 - ③ アイデアに**平凡な表現**である場合

創作性の概念

- 著作物の成立には、アイデアにではなく、表現に創作性が必要である(著作物の成立要件)。
- 創作性のある表現の要素のみが保護される(表現要素の保護要件)。
- 創作性は外面的表現形式または内面的表現形式にあれば足りる。
- 創作性は、独創性や新規性を要するものではなく、表現に著作者の個性が現れていれば足りる。
- 以下の場合には、個性の存在が認められない。
 - ①些細な改変である場合(識別可能な改変でない場合)
 - ②アイデアに不可避の表現である場合
 - ③アイデアに平凡な表現である場合

創作性の概念

■ 図表目録事件・東京地判平12.3.23

「右のような表現方法をとるに当たり、〇〇〇をもとにし、さらに△△△を組み合わせて図表を作成することが原告の独自の発案によるものであるとしても、原告が創作したと主張するものは思想自体であり、これを表現ということとはできないから、著作権法による保護の対象となるものでない。」

創作性の概念

- 著作物の成立には、アイデアにではなく、表現に創作性が必要である(著作物の成立要件)。
- **創作性のある表現の要素のみが保護される**(表現要素の保護要件)。
- 創作性は外面的表現形式または内面的表現形式にあれば足りる。
- 創作性は、独創性や新規性を要するものではなく、表現に著作者の個性が現れていれば足りる。
- 以下の場合には、個性の存在が認められない。
 - ①些細な改変である場合(識別可能な改変でない場合)
 - ②アイデアに不可避の表現である場合
 - ③アイデアに平凡な表現である場合

創作性の概念

- 江差追分事件・最判平13.6.28民集55-4-837

「著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから(同法2条1項1号参照)、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は**表現上の創作性がない部分**において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない」

創作性の概念

- 著作物の成立には、アイデアにではなく、表現に創作性が必要である(著作物の成立要件)。
- 創作性のある表現の要素のみが保護される(表現要素の保護要件)。
- 創作性は外面的表現形式または内面的表現形式にあれば足りる。
- 創作性は、独創性や新規性を要するものではなく、表現に著作者の個性が現れていれば足りる。
- 以下の場合には、個性の存在が認められない。
 - ①些細な改変である場合(識別可能な改変でない場合)
 - ②アイデアに不可避の表現である場合
 - ③アイデアに平凡な表現である場合

創作性の概念

- 当落予想表事件・東京高判昭62.2.29無体例集19-1-30

「厳密な意味での**独創性**があるとか他に**類例がない**とかが要求されているわけではなく、**『思想又は感情』の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で表れていれば足り**」

創作性の概念

- 著作物の成立には、アイデアにではなく、表現に創作性が必要である(著作物の成立要件)。
- 創作性のある表現の要素のみが保護される(表現要素の保護要件)。
- 創作性は外面的表現形式または内面的表現形式にあれば足りる。
- 創作性は、独創性や新規性を要するものではなく、表現に著作者の個性が現れていれば足りる。
- 以下の場合には、個性の存在が認められない。
 - ① 些細な改変である場合(識別可能な改変でない場合)
 - ② アイデアに不可避の表現である場合
 - ③ アイデアに平凡な表現である場合

創作性の概念

- Alfred Bell & Co. v. Catalda Fine Arts, 191 F.2d 99 (2d Cir. 1951)

「当裁判所はこれまでも、「パブリックドメインに属するものの複製」であっても「識別可能な改変」(distinguishable variation)が存する限り著作権の成立が認められると判示しているが、また、著作物は特許と同様に創作的かつ新規でなければならないとの主張を退けているが、この考えは憲法に反するものではない。・・・憲法と著作権法の両方を満足するに必要なことは、「単にささいな」(merely trivial)改変以上の何か、すなわち、「その人自身のもの」(his own)と認められる何かを「著作者」が創出したということである。」

実用品の法理

- 問題の所在：実用品に対する著作権による保護は、実用品の持つ実用性や機能性に対する保護に及ぶおそれがある。これをどのように阻止するか。
 - ①原則として意匠法の対象には著作権の保護を認めず、著作権の保護要件を加重することによって、弊害をできるだけ小さくするというアプローチ（日本の裁判例の傾向）
 - ②意匠法の対象にも著作権の保護を認めるが、機能性の表現から分離できない表現に対しては、著作権による保護を与えないというアプローチ（実用品の法理）

実用品の法理

- 木目化粧紙事件・東京高判平3.12.17知的裁集23-3-808

「著作権法は、…応用美術のうち、例えば**実用品**の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、本来、…意匠として**意匠法によって保護されるべき**であると考えられる。…もっとも、実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものであっても、例えば著名な画家によって製作されたもののように、**高度の芸術性**(すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現)を有し、純粹美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」

実用品の法理

- 機能性の表現と芸術性等の表現との間に、識別可能性・分離可能性がない場合、アイデア自由の原則を貫徹するために、機能性の表現のみならず、芸術性等の表現に対する保護も否定される。

機能性



表現

芸術性等



表現

←分離不可能→

実用品の法理

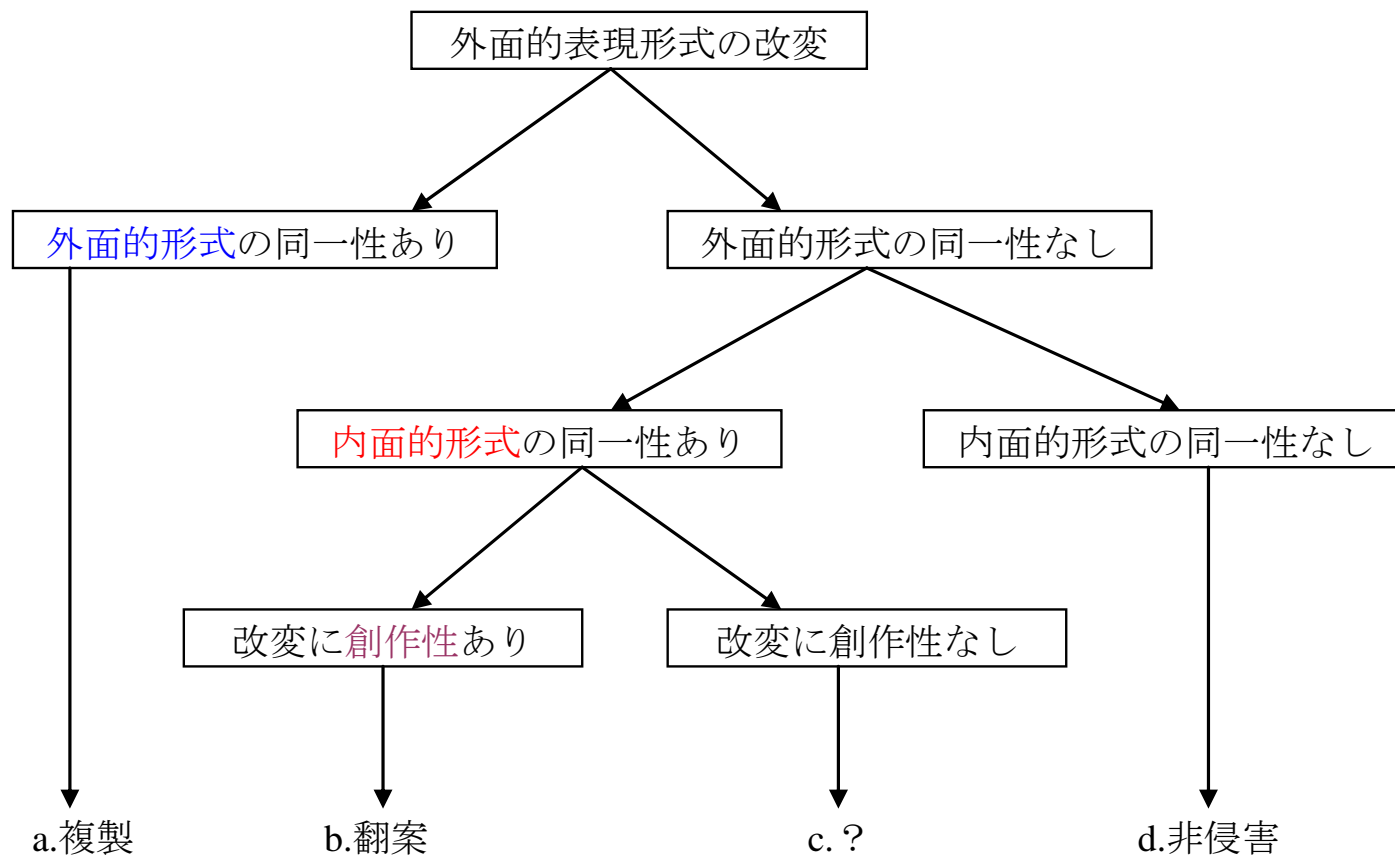
■ 米国著作権法101条

「『この著作物【絵画、図形及び彫刻の著作物】は、構造特性または実用性ではなく、形式自体に関するかぎり美術工芸の著作物を含む。...**実用品**のデザインは、その**物の実用性から識別されかつその実用性から独立する絵画、図形または彫刻の著作物としての特徴**を有するときは、その限りにおいて、絵画、図形または彫刻の著作物と見なされる。」

複製と翻案の概念

- 著作物に対する保護は、その**表現上の本質的特徴を直接感得**できる範囲に及ぶ。
- 複製は、「既存の著作物に依拠し、その**内容及び形式を覚知**させるに足りるものを再製すること」である。
…内面的表現形式のみならず外面的表現形式をも覚知できる場合をいう
- 翻案は、「**新たに思想又は感情を創作的に表現**することにより、これに接する者が既存の著作物の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物を創作する行為」である。
…表現上の本質的な特徴とは、内面的表現形式を覚知できることと考えられている
- 問題の所在： 外面的表現形式に加えた**改変に創作性がなくもはや同一性がないが、「表現上の本質的特徴を直接感得できる」ものの作成は、複製にも翻案にも該当しないのか。**

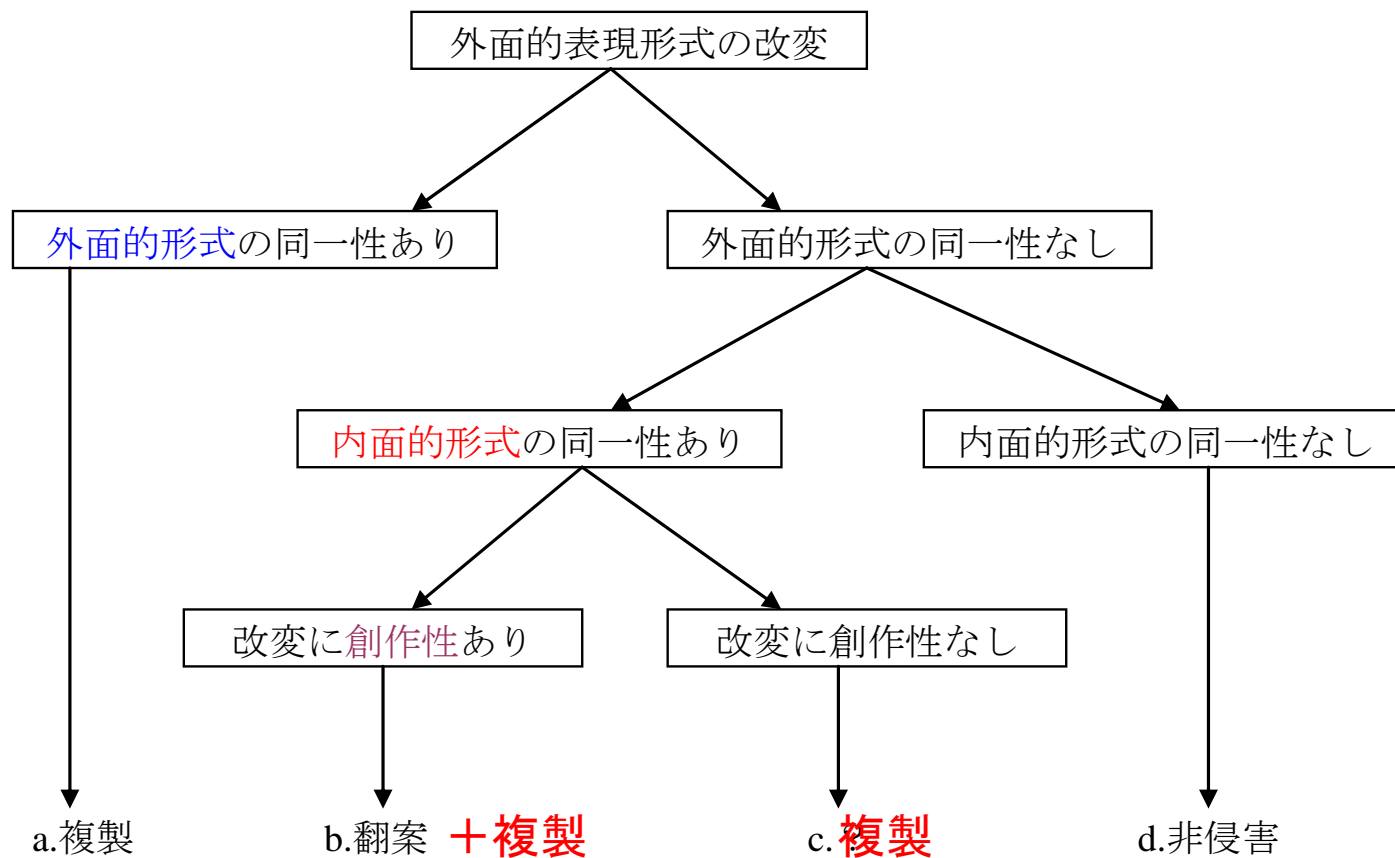
複製と翻案の概念



複製と翻案の概念

- cを**翻案権侵害**とするアプローチ
← 翻案の概念を、二次的著作物を作成する行為ではなく、表現形式を改変する行為として構成する
- cを**複製権侵害**とするアプローチ
← 複製の概念を、すべての有形的複製（内面的表現形式のみに同一性がある場合も）を含む行為として構成する
・・・米国法と同じ結論：米国の複製概念は、広義の複製概念であり、創作性のある改変に対しては、複製権と翻案権が重疊的に及ぶと解する → bには複製権侵害も成立

複製と翻案の概念



言語著作物の概念

- 言語著作物は、「言語」を表現方法とする。言語は、文字(⇒文字言語)または音声(⇒音声言語)で情報・観念を伝達する。
→音声言語で作成された言語著作物も存在する。

言語著作物の概念

- スマップ事件・東京地判平10.10.29知的裁集30-4-812

「原告記事のように、**文書として表現された言語の著作物**の場合は、実際に文書の作成に創作的に携わり、文書としての表現を創作した者がその著作者であるというべきである。...

インタビュー等の口述を基に作成された雑誌記事等の文書については、文書作成への関与の態様及び程度により、口述者が、文書の執筆者とともに共同著作者となる場合、当該文書を二次的著作物とする原著作物の著作者であると解すべき場合、文書作成のための素材を提供したにすぎず著作者とはいえない場合などがあると考えられる。すなわち、口述した言葉を逐語的にそのまま**文書化**した場合や、口述内容に基づいて作成された原稿を口述者が閲読し表現を**加除訂正して文書を完成**させた場合など、文書としての表現の作成に口述者が創作的に関与したといえる場合には、口述者が単独又は文書執筆者と共同で当該文書の著作者になるものと解すべきである。」

言語著作物における表現の範囲

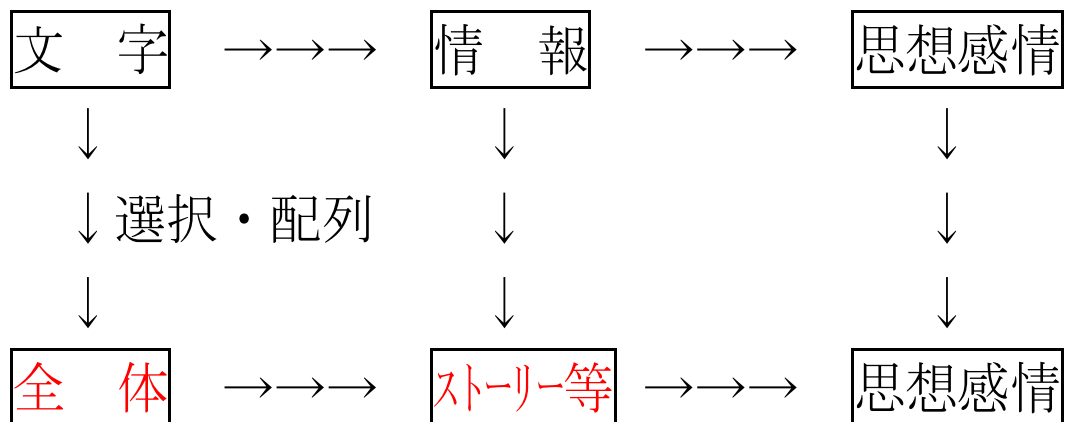
- 外面的表現形式(文字的表現要素)のみならず、内面的表現形式(非文字的表現要素)も、表現の要素である。
- 外面的表現形式(文字的表現要素)においては、個々の文字や文章のみならず、個々の文字の選択・配列や文章の選択・配列も表現の要素である。
- 内面的表現形式(非文字的表現要素)においては、たとえば小説の場合、ストーリー、場面設定、人物設定も表現の要素である。他方、テーマや粗筋はアイデアである。

言語著作物における表現の範囲

文字レベル

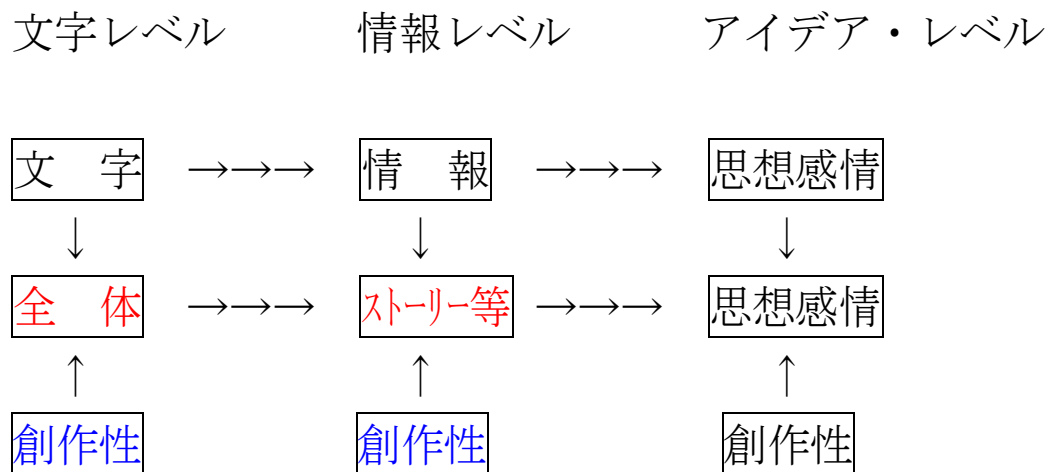
情報レベル

アイデア・レベル



言語著作物における創作性の所在

- 創作性は、外面的表現形式または内面的表現形式にあれば、足りる。



音楽著作物における表現の範囲

- 音楽は、「楽曲」を表現方法とする。
- 楽曲の表現要素は、旋律（メロディ）、リズム、和声（ハーモニー）、形式等の要素にある。

・・・記念樹事件・東京高判平14.9.6判時1794-3

「確かに、一般に、楽曲の要素として、旋律（メロディー）、リズム及び和声（ハーモニー）をもって3要素といわれることがあり、また、場合によってはこれに形式等の要素を付け加えて、これら全体が楽曲に欠くことのできない重要な要素とされている」

音楽著作物における創作性の所在

- 旋律はそれのみで創作的表現でありうるが、リズム、和声（ハーモニー）、テンポ、形式のみでは創作的表現はありえない

・・・記念樹事件・東京高判平14.9.6判時1794-3

「**旋律**は、例えば浪曲のように**単独でも音楽の著作物(楽曲)として成立し得る**ものである上、旋律自体を改変することなく、これに単に和声を付するだけで、旋律のみから成る原著作物の表現上の本質的な特徴の同一性が失われることは通常考え難いところである。これに対し、**和声**は、旋律を離れて、それ単独で「楽曲」として一般に認識されているとは解されず、旋律と比較して、**著作物性を基礎付ける要素としての独自性が相対的に乏しい**ことは否定することができない。そして、このことは、打楽器のみによる音楽のような特殊な例を除いて、**リズム**や**形式**についても妥当するものと解される。」

美術工芸品の概念

- 裁判例： 美術の感覚や技法を応用した一品制作または極少量制作される実用品
- 大量生産か少量かで、応用美術の要件とされる「美術性」等の要件において異なるか

応用美術の著作物性

- 著作権法による保護と意匠法・商標法による保護との重複的保護を認めるか。
- 保護要件として、①純粹美術と同視しうる創作性・美術性があり、②実用性や機能性から独立して美的鑑賞の対象となりうること、が挙げられる。
- さらに、保護要件として、③著名な画家による「高度の芸術性」を必要とする裁判例もある。
- 著作権による保護が実用品の実用性や機能性を保護することを阻止するには、実用品の法理が妥当であろう。

木目化粧紙事件・東京高判平3.12.17



応用美術の著作物性

- 木目化粧紙事件・東京高判平3.12.17知的裁集23-3-808

「応用美術のうち、例えば**実用品**の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものは、**本来、…意匠法**によって**保護されるべき**であると考えられる。…もつとも、実用品の模様などとして用いられることのみを目的として製作されたものであっても、例えば著名な画家によって製作されたもののように、**高度の芸術性**（すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現）を有し、**純粹美術としての性質**をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当すると解することもできるであろう。」

応用美術の著作物性

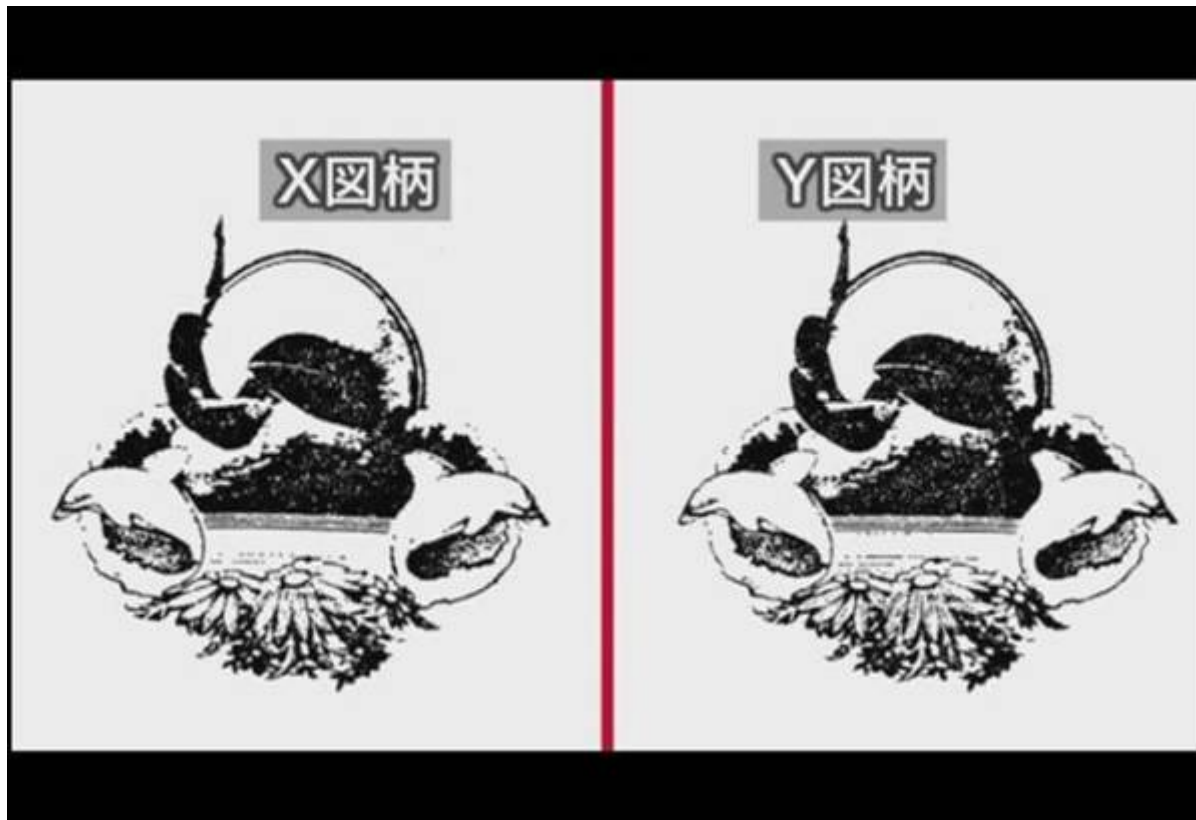
- Tシャツ事件・東京地判昭56.4.20無体集13-1-432判時1007-91

「美術工芸品の外に実用目的の図案、ひな型で、客観的、外形的に絵画、彫刻等の**純粹美術と同視しうる美的創作物**が美術の著作物として保護されるものと解すべきである(…)。…

…**実用に供しあるいは産業上利用する目的のため美の表現において実質的制約を受けて制作**されていることが客観的、外形的に看取しうるものは、専ら美の表現を追求したもの、すなわち絵画、彫刻等の**純粹美術と同視しうるもの**とはいえず、これらは現行著作権法上著作として保護されず、専ら意匠法、商標法による保護に委ねられるべきものである(なお、実用目的の図案、ひな型で、絵画、彫刻等の**純粹美術と同視しうるもの**については、著作権法による保護と意匠法、商標法による保護との**重複的保護**が可能となるが、このような**重複的保護は、純粹美術として創作されたものが、後に登録意匠、登録商標として保護される場合にも起りうること**であり、**何ら不当ではない。**)。」

Tシャツ事件

(東京地判昭56.4.20無体例集13-1-432)



実用品の法理

- 機能性の表現と芸術性等の表現との間に、識別可能性・分離可能性がない場合、アイデア自由の原則を貫徹するために、機能性の表現のみならず、芸術性等の表現に対する保護も否定される。

機能性



表現

芸術性等



表現

←分離不可能→

フォントの著作物性

- 判例：独創性が必要
 - …写植文字盤用書体事件・最判平12.9.7判時1730-123
「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して**顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要**であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」
- 実用性・機能性に対する著作権の保護を阻止するためには、機能性から独立した表現であることが必要である(**実用品の法理**)
- 些細な改変には創作性は認められない(**創作性の概念**)
 - …「従来の印刷用書体に比して顕著な特徴」は、些細な改変を創作性から排除するものではないか。

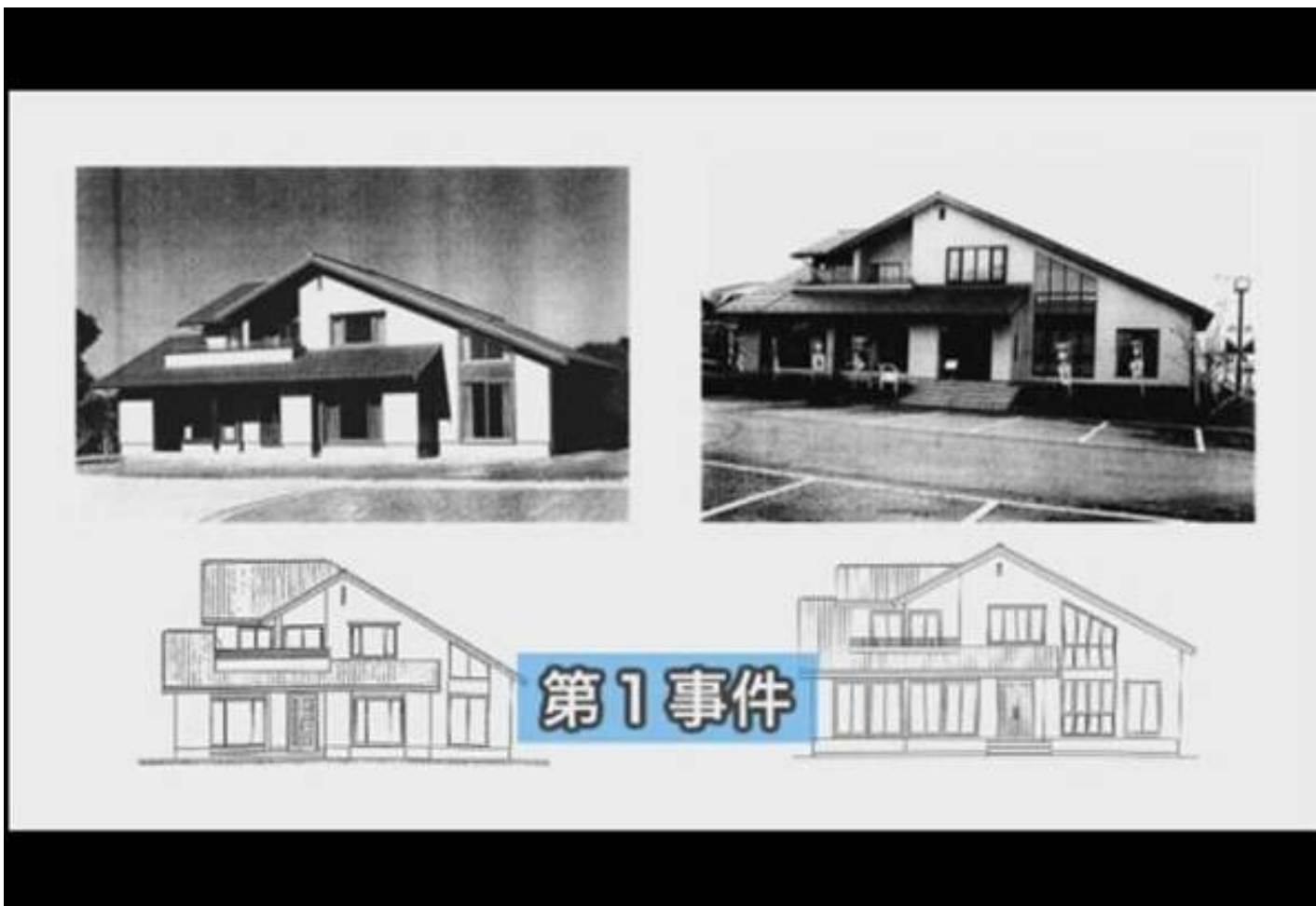
建築著作物の著作物性

■ グッドデザイン賞事件・大阪地裁平成15年10月30日判決

「一般住宅が同法10条1項5号の「建築の著作物」であるということができるのは、一般人をして、**一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて**、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような**芸術性ないし美術性を備えた場合**、すなわち、いわゆる建築芸術といえるような創作性を備えた場合であると解するのが相当である。」

- 実用性・機能性に対する著作権の保護を阻止するためには、機能性から独立した表現であることが必要である(**実用品の法理**)
- 些細な改変には創作性は認められない(**創作性の概念**)

グッドデザイン賞事件(大阪高判平16.9.29)



写真における表現の範囲

- 写真は、「**影像**」を表現方法とする。
- 影像の表現要素は、**被写体の選択・配置、彩色、明暗(輝度・陰影)**など、影像を構成する要素にある。
- 他方、**シャッターチャンス、撮影時刻、露光、レンズの選択、シャッター速度、現像**などは、影像を構成する要素を決定する手法にとどまり、影像の表現要素自体ではない。

Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony, 111 U.S. 53 (1884)



The Portrait of Oscar Wilde by Napoleon Sarony

写真における表現の範囲

- *Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony*, 111 U.S. 53 (1884)

「有用で、調和のとれた、特徴的な、上品な写真であり、原告は、これをすべて彼の創造的な精神的観念から作り出した。彼は、上記のオスカー・ワイルドにカメラの前でポーズをとらせ、写真中の衣装、敷物その他さまざまな装飾品を選択・配置し、上品な輪郭を醸し出すよう被写体を配置し、光と陰を配置・整理し、意図するところを示唆・主張することによって、彼の創造的な精神的観念に目に見える形式を与えた。そして、まったく原告が作り出したこれらの整理・配置・表現によって、彼は、本件の写真を作り出した。」

写真における創作性の所在

- 創作性は、表現要素である被写体の選択・配置(構図)、彩色、明暗(輝度・陰影)など影像を構成する要素に、認められる必要がある。
- 他方、シャッターチャンス、撮影時刻、露光、レンズの選択、シャッター速度、現像などは、影像を構成する要素を決定する手法に工夫があっても、その結果生じた影像に個性の表れがなければ、創作性は認められない。
・・・それ自体はアイデアにすぎない？
- たとえば、版画を忠実に再現する写真には、映像上の個性の表れを認めることはできない。他方、忠実に再現する手法(アイデア)においては、個性が表れるが、表現に対する創作性は存在しない。

写真における創作性の所在

イルカの生態写真事件・東京地判平11.3.26判時1694-142

「本件写真は原告が自然の中に生息している野性のイルカを被写体として撮影した写真であること、原告は、本件写真を撮影するに当たり自らの撮影意図に応じて**構図**を決め、**シャッターチャンス**を捉えて撮影を行ったこと、以上の事実が認められ、これらの事実証拠(...)によって認められる本件写真の映像とを併せて考えると、本件写真は、原告の思想又は感情を創作的に表現したものとして著作物性を有するものと認められ、本件写真は著作物とはいえない旨の被告らの主張(...)は採用することができない。」

スイカ事件・東京高判平13.6.21

X写真



Y写真



写真における創作性の所在

スイカ事件・東京高判平13.6.21

「被写体の決定自体について、すなわち、**撮影の対象物の選択、組合せ、配置等**において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは、十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮しなければならないことは、当然である。**写真著作物における創作性は、最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり、これを決めるのは、被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等における工夫の双方であり、その一方ではないことは、論ずるまでもないことだからである。」**

版画の写真事件・東京地判平10.11.30



写真における創作性の所在

版画の写真事件・東京地判平10.11.30知裁集30-4-956、判時1679-153

「原作品がどのようなものかを紹介するための写真において、撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、右認定のような技術的な配慮も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は、「思想又は感情を創作的に表現したもの」(…)ということとはできない。」

…些細な改変以上のものはない。それも、忠実であればあるほど、識別可能な改変はなくなっていく

映画における表現の範囲

- 映画は、「**映像の動き**」(+「音」)を表現方法とする。
- 映画の表現要素：
 - 演技的要素：演技、踊り、歌唱、演奏、絵画的キャラクター
 - 美術的要素：セッティング、衣装、装飾、建物、構築物
 - 映像的要素：カメラワーク、被写体の選択・配置、明暗
 - 編集的要素：モンタージュやカット等の手法、フィルム編集
 - 物語的要素：会話、筋書き、場面設定、人物設定、言語的キャラクター
 - 音楽的要素：楽曲、歌詞
- 非表現要素：**撮影時刻、露光、レンズの選択、現像**などは、映像を構成する要素を決定する手法にとどまり、映像の表現要素自体ではない。

映画における創作性の所在

- 創作性は、表現要素である「**映像の動き**」に認められる必要がある。
- 他方、**撮影時刻、露光、レンズの選択、現像**などは、映像を構成する要素を決定する手法に工夫があっても、その結果生じた映像に個性の表れがなければ、創作性は認められない。

映画と小説、脚本、音楽などの関係

- 既存の小説、脚本、音楽を映画に使う場合には、原著作物と二次的著作物の関係に立つ。
- 映画と小説、脚本、音楽が一つの制作意思の下に作成され、かつ一つの作品としての分離利用不可能性(作品的利用説。⇔表現的利用説)があれば、共同著作物の関係に立つと考えられる。
 - …著作権法16条:「その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物」

プログラムの概念

- ソース・コードとオブジェクト・コードの関係：前者が著作物、後者はその複製物
- 電子計算機に直接的に指令を与えるもののみならず、電子計算機に間接的に指令を与えるものも、「プログラム」である。

…著作権法2条1項10号の2

「プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。」

…米国著作権法101条

「『コンピュータ・プログラム』とは、一定の結果を得るためにコンピュータで直接または間接に使用される、文または命令の集合をいう。」

プログラムの概念

- IBFファイル事件・東京高決4.3.31知的裁集24-1-218

「電子計算機によるプログラム処理に当たり、あるシステムにおけるプログラムを稼働させ一定の処理をさせるためには、そのプログラムの他、それに処理情報を与えるデータが必要であるが、システムの効率上、データを本体プログラムとは別個のファイルに記録させることがよく行われる。その場合、該ファイルは、プログラムに読み取られその結果電子計算機によって処理されるものではあるが、電子計算機に対する指令の組み合わせを含むものではないので、著作権法上のプログラムではない。」

プログラムと著作物の関係

- 1つの著作物は、一つの思想を表現した作品として完結性・独立性のある表現のまとまりに認められる（著作物の個数論における「作品説」）。
- したがって、複数のプログラム・ファイルと複数のデータ・ファイルで1個の作品をなしているときは、全体で1個の著作物を構成する。
- 翻案権の侵害は、著作物について成り立つものである。複数のプログラム・ファイルと複数のデータ・ファイルで1個の作品については、一つの思想を表現した作品として完結性・独立性に改変を加えれば、翻案権の侵害が成り立つ。

プログラムと著作物の関係

- 三国志III事件・東京高判平11.3.18判時1684-112

「本件著作物には、プログラムとして、メインプログラム、データ登録用プログラム(控訴人登録プログラム)及びチェックルーティンプログラムが含まれ・・・」

「後記のとおり、『NBDATA』に100を超える能力値が入力された場合でも、極端な能力値が入力されたときを除いては、メインプログラムがこれを受け容れて動作し、ユーザーの自由な選択に基づく作動に従ってゲームが様々に展開していくものであり、100を超える能力値を入力した場合のゲーム展開が、能力値100以内である場合のそれと明確な差異があるとは認め難い。」

著作物の個数：常識的理解

- 小説： 一話ごとに一著作物
- 詩集： 各詩ごとに一著作物、
詩集全体は編集著作物
- 音楽： 一曲ごとに一著作物
- 絵画： 一幅ごとに一著作物
- 建築： 一棟ごとに一著作物
- 地図： 一枚ごとに一著作物
- 映画： 一話ごとに一著作物
- 写真： 一枚ごとに一著作物

著作物の個数：常識的理解の限界

- 図解を使った論文
- 4コマ漫画
- オムニバス
- シリーズもの... 007シリーズ
水戸黄門
寅さん
サザエさん
- 長編もの... スター・ウォーズ
ハリー・ポッター
ロード・オブ・ザ・リング
名探偵コナン

著作物の数量的広がり

たとえば100文からなる小説の場合、各文ごとに一つの著作物が成立するのか、それとも小説全体で一つの著作物が成立するのか。

- **最小表現説**: 表現の最小単位ごとに成り立つ
- **取引単位説**: 取引の単位となる表現のまとまり
- **表題説**: 一つの表題が付された表現のまとまり
- **作品説**: 一つの思想を表現した作品として完結性・独立性のある表現のまとまりごとに

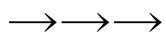
ゲームにおける表現の範囲

文字レベル

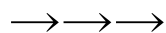
情報レベル

アイデア・レベル

コード



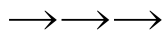
構造



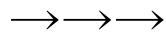
機能



映像



ストーリー等



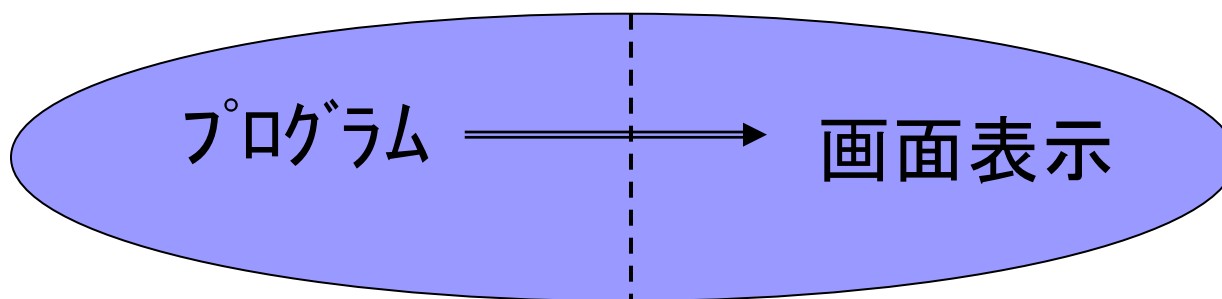
思想感情

ゲームにおける表現の範囲

- プログラムを構成するコードやプログラム構造等は表現であるが、コードによって生み出される映像と、映像によって表現されるストーリー等も表現である。この場合、コードを表現とするプログラムと、映像を表現とする映画とを、
 - ①それぞれ別個の独立した著作物と考えるべきか、それとも
 - ②様々な表現を複合した一つの著作物と考えるべきか。

プログラム：画面表示の独立性

作品(ゲーム)



生成

↓
プログラム著作物と映画著作物
からなる複合著作物



<http://itlaw.jp/news.html>